

仕様書

件名：沖縄県立埋蔵文化財センター特別収蔵庫空調機器更新工事

場所：沖縄県中頭郡西原町字上原 193-7

業務概要：①特別収蔵庫空調機器更新工事

重要文化財を保管している特別収蔵庫の空調の更新を行う。特別収蔵庫は温度 22 度、湿度 60 パーセント ± 5 パーセントで管理する。

②計装工事（既設の中央制御盤の離線、再結線、システム再構築等）

1. 空調機器の更新について

従前の仕様と同等のものとする。従前の仕様については別紙のとおり

- ・除湿制御のため電気ヒーター及び蒸発皿加湿器を組込むこと
- ・ヤモリガード仕様にする
- ・室外機耐塩害防錆処理（フィン込み）を行うこと
- ・保証書を提出すること
- ・室外機の防錆処理については県内において施工すること
- ・使用する再生資源は原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度資材（ゆいくる材）とする
- ・そのほか従前仕様に応じて必要な処理を行うこと

2. 計装工事について

既設の MIT アドバンス（Metasys インテリジェント ターミナル アドバンス）により中央制御を行うこととする。

別添自動制御計装図参照

3. 着工前の隣接施設の調査及び配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

4. 工事に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、工事で発生した建設廃棄物は原則としてゆいくる材の認定を受けた施設に搬出すること。

5. 提出書類について

(1) 計画書等

・契約締結後速やかに打ち合わせを実施し、当センターの行事予定等の確認を行い、体制図及び全体スケジュールを含んだ工程表を作成し提出すること。

(2) 成果品

成果品は書面（ファイル綴り）で提出すること

- ・ 工程表
- ・ 工事写真（完成写真含む）
- ・ 完成図
- ・ 保証書

(3) その他

受注者は、その他発注者が必要に応じ指示する書類がある場合は、速やかに指示する書類を提出すること

6. 疑義等の協議

本業務仕様書において疑義等が生じた場合は、発注者と協議し、決定する。ただし、協議が整わない場合は、発注者の指示によるものとする。

7. 一括再委託の禁止等

(1) 業務の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、「業務の主たる部分」については、その履行を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることができる。

【業務の主たる部分】

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

- (2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に業務の履行を委託し、又は請負わせることはできない。
- (3) 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による承認を得なければならない。
- (4) 下請契約の相手方は県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。
- (5) 委託先が当該契約の競争入札参加者に業務の再委託を行うことは、入札参加者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

8. 工事实績情報の登録について

工事实績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。